

調査レポート

2009
4

No.153

- 道内経済の動き
- 民法（債権法）改正の動き
ー債権の時効、債権譲渡等はどう変わるかー

● 目 次 ●

道内経済の動き.....	1
経営のアドバイス：民法（債権法）改正の動き 一債権の時効、債権譲渡等は どう変わるかー...	4
主要経済指標.....	10

道内経済の動き

最近の道内景気は、一段と厳しさを増している。

需要面をみると、公共投資は、国および地方自治体の財政面での制約から減少している。個人消費は、雇用・所得環境の悪化や消費者マインドの冷え込みから弱まっている。設備投資は、大手製造業の能力増強投資は抑制傾向にあるが、非製造業を中心に堅調に推移している。住宅投資は、需要の弱さから減少傾向にある。

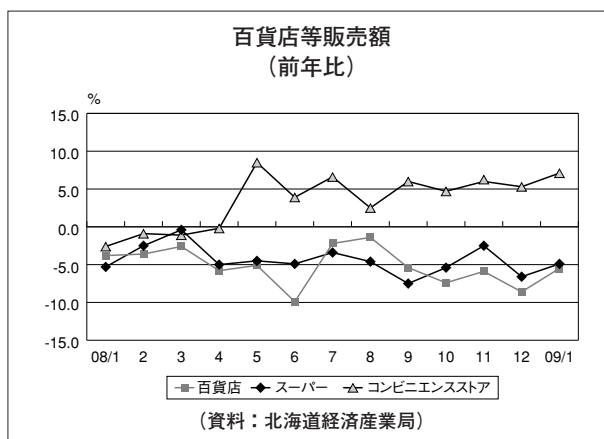
生産活動は需要の減少から低下している。また、雇用情勢は有効求人倍率が低下するなど厳しい状況となっている。企業倒産は、件数は減少したが、大型倒産の発生から負債総額は増加した。

①個人消費～厳しい状況

1月の大型小売店販売額（既存店ベース、前年比▲5.1%）は、百貨店、スーパーともに前年を下回った。

百貨店（前年比▲5.5%）は、衣料品や身の回り品などが低調で、19ヶ月連続で前年を下回った。スーパー（同▲4.9%）は、飲食料品は堅調だったが衣料品などが減少し、19ヶ月連続で前年を下回った。

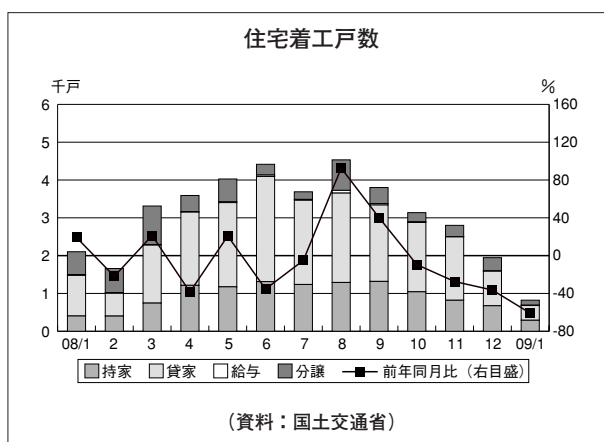
コンビニエンスストア（前年比+7.1%）は、9ヶ月連続で前年を上回った。



②住宅投資～需要の弱さから低調

1月の新設住宅着工戸数は、822戸（前年比▲60.9%）と、4ヶ月連続で前年を下回った。利用関係別では、持家（同▲28.0%）、貸家（同▲63.8%）、分譲（同▲78.1%）全てが前年を下回った。

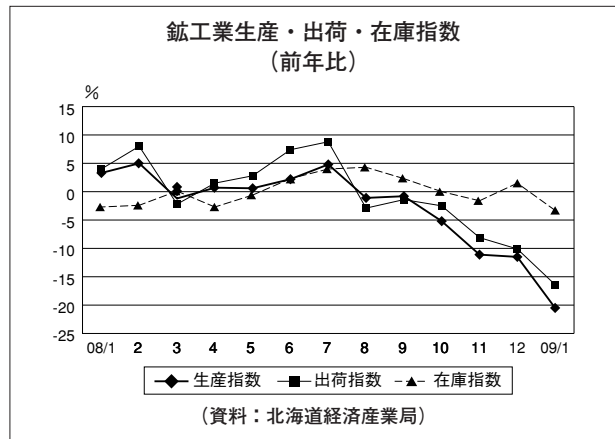
平成20年4月～平成21年1月の着工戸数累計では、32,762戸（前年同期比▲12.5%）となり、前年を大きく下回っている。持ち家（同▲4.8%）、貸家（同▲11.6%）、分譲（同▲30.7%）全てが前年を下回った。



③鉱工業生産～生産は大幅に低下

1月の鉱工業指数は、前年に比べ生産では、非鉄金属工業などが上昇したものの、鉄鋼業や電気機械工業などが低下した。

前月比では▲2.6%、前年比では▲20.5%となり、ともに6ヶ月連続で低下した。

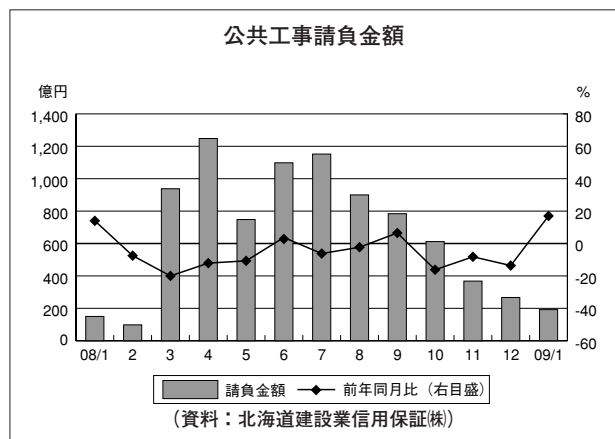


④公共投資～低調に推移

1月の公共工事請負金額は、192億円（前年比+27.8%）と4ヶ月ぶりに前年を上回った。

発注者別では、国（前年比+53.7%）、道（同+5.7%）、市町村（同+33.1%）いずれも増加した。

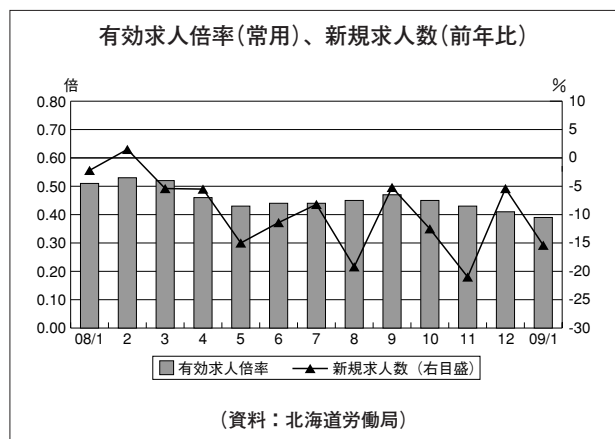
平成20年4月～平成21年1月までの累計では請負金額7,369億円（前年同期比▲5.5%）と減少基調が続いている。



⑤雇用情勢～厳しい動き

1月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.39倍となり、前月比では0.02ポイントの低下、前年比では0.12ポイントの低下となった。

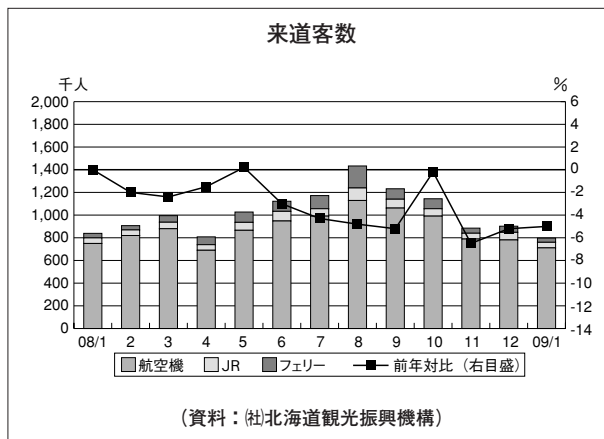
新規求人数は、前年比▲15.4%と11ヶ月連続で前年を下回った。業種別では、卸売・小売業（前年比▲21.5%）、サービス業（同▲18.9%）、製造業（同▲28.0%）など主要産業すべてが減少した。



⑥来道客数～8ヶ月連続で前年を下回る

1月の来道客数は、803千人（前年比▲4.3%）と8ヶ月連続で前年を下回った。

平成20年4月～平成21年1月の累計来道客数は、国内観光需要の落込みもあり、10,527千人（前年同期比▲3.5%）と前年を下回っている。

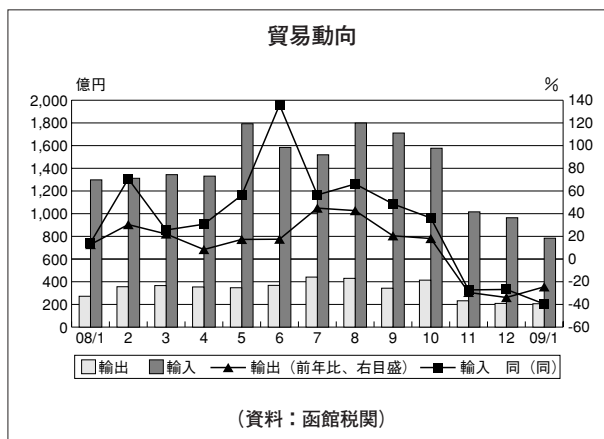


⑦貿易動向～輸出・輸入ともに減少

1月の道内貿易額は、輸出が前年比24.5%減の206億円、輸入が同39.6%減の784億円となった。

輸出は、一般機械や自動車の部分品などの減少から3ヶ月連続で前年を下回った。

輸入は、原油・粗油などが大きく減少し、3ヶ月連続で前年を下回った。

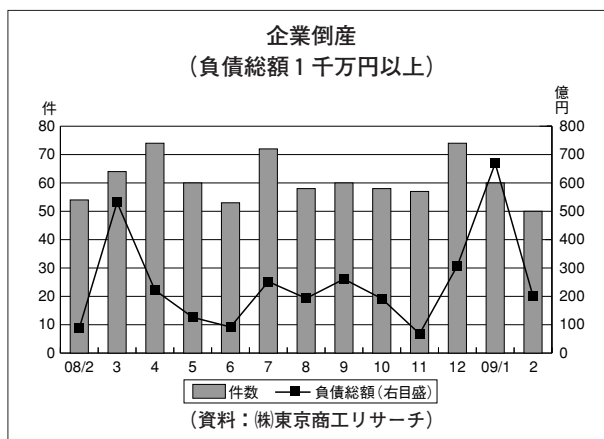


⑧倒産動向～件数は9ヶ月ぶりに減少

2月の企業倒産は、件数は50件（前年比▲7.4%）と9ヶ月ぶりに前年を下回ったが、負債総額は大型倒産の発生もあり201億円（同+128.4%）と前年を大幅に上回った。

業種別では、公共工事削減や住宅需要が落ち込んでいる建設業が16件と最も多く、続いて卸売業（11件）、製造業（8件）となった。

平成20年4月～平成21年2月までの累計では、件数は676件（前年同期比+23.8%）、負債総額は2,585億円（同+37.5%）とともに前年を大幅に上回っている。



民法(債権法)改正の動き

—債権の時効、債権譲渡等はどう変わるか—

金融財政事情研究会研修センター主任講師
(元北洋銀行融資第二部指導役)

高橋 俊樹

法務省はこの10年来、積極的に民事法制の改編に取り組んで来ており、たとえば倒産法関係では、民事再生法の制定と和議法の廃止、会社更生法の一部改正、破産法の全面改正、会社法制定の一部としての特別清算手続の改正と会社整理手続の廃止が行われ、現在では一連の作業が完了しています。

また、商法の全面的見直しとそれに伴う会社法の制定、民事執行法や民事保全法の一部改正、不動産登記法の全面改正なども実施され、法の施行以来長期間が経過したため時流に合わなくなった内容の見直しと、現在の実社会の仕組みに適合した法体系としての再構築が図られています。

これら民事法改定の流れの中で取り残された感があるのが、民事法の基本法である民法の改正です。言うまでもなく民法は、対等かつ平等な私人の間に展開される法律関係全般を規律する法律ですが、明治29年の施行以来長期間が経過し、現憲法下の親族法や相続法にかかる大きな改正やその他の小規模な部分的改正、さらに平成17年には表記の平仮名化、口語体化が行われているものの、それ以外の抜本的見直しは見送られてきました。

そのような状況の下、平成18年10月、「民法（債権法）改正検討委員会」が設立され、民法「第3編債権」と「第1編総則」の債権にかかる箇所を全面的に見直し、平成23年の通常国会に向けて改正法案の提出を図るべく、同委員会を中心に精力的に検討が行われています。そこで今回は、このほど公表された同委員会の中間報告の内容から、興味ある検討内容のいくつかを紹介してみたいと思います。

◆検討委員会の検討項目概要

説明の前に、民法の全体構成を簡単に眺めてみましょう。

現在の民法典は第1編から第5編まで5部構成となっており、第1編の「総則」は主に第2編および第3編にかかる通則を規定しています。第2編「物権」では人の物に対する財産的支配権が規定され、第3編「債権」では人と人の財産的關係についての規定が設けられています。以上の第1編から第3編までが財産法と称される部分です。これに対して、第4編「親族」及び第5編「相続」の諸規定は、合わせて家族法と称されています。

前記検討委員会は5つの準備会で構成されており、各準備会に「債権法」に関する下記のような担当テーマが割り当てられ、準備会単位で各テーマの検討が行われています。

- 第1準備会：債権の目的、債務不履行、契約の効力、契約の解除等
- 第2準備会：「条件及び期限」以外の法律行為、契約の成立、贈与、売買、交換等
- 第3準備会：債権譲渡、債権者代位権・詐害行為取消権、多数当事者の債権債務関係等

―第4準備会：消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解等

―第5準備会：条件及び期限、期間の計算、時効（消滅時効）、債権の消滅等

これらのテーマは当然、現行の第3編「債権」に規定される項目が中心となっていますが、第5準備会のテーマおよび第2準備会の一部テーマは、第1編の債権関連部分にかかる項目が対象となっています。

◆債権の消滅時効（債権時効）

①時効制度とは…

今般の検討内容で注目される項目の一つは、債権の消滅時効です。

申すまでもなく「時効」とは、ある事実状態が一定期間継続すると、これを前提として多くの生活上の関係がその上に積み上げられ、その事実を突然覆すと社会の法的安定を損なうおそれがあることから、一定の要件を具備した事実状態であればそれを真実の法律関係とみなそうという制度です。

民法や商法等には民事上の時効の規定があり、それは取得時効と消滅時効の2つに大別されます。取得時効とは、事実上の権利者であるような状態を相当期間継続する者にその権利を取得させる制度で、たとえば他人所有の土地を20年間占有し続けている者は当該土地の所有権を主張できるといえるものです。（民法162条参照）

これに対して、権利不行使の状態を一定期間継続している者の権利を消滅させる制度が消滅時効です。たとえば、金銭を他人に貸した者が10年間なんら弁済の請求をしない場合には、金銭を借り受けた者は金銭債務の消滅を主張できるようになります（民法167条参照）。商売においてしばしばトラブルとなるのは、この消滅時効のケースです。

今般の法改正の検討では、債権にかかる消滅時効について検討が加えられており、以下のよう

に、かなり大きな改正が予定されています。

ついでながら、昨今問題にされている殺人等の重大な刑事事件にかかる公訴時効の適否は刑法上の時効の問題であり、ここでの検討対象ではありません。

②債権時効と時効期間

今般の検討過程では、債権の消滅時効を指して「債権時効」なる新語を用いています。これがそのまま新法に採り入れられるか即断はできませんが、注目されることです。

債権の消滅時効とは、債権の請求権行使をできる者が原則として10年間その権利を行使しない場合に、行使する権利を消滅させる制度です。権利の上に眠る者を法は保護しないというわけです。消滅時効の時効期間は、その権利を行使できる時点から進行します。

今般の改正検討では、債権時効の期間については、民法や他の法律に別途の定めがある場合を除き、その権利を行使できるときから、債権の種別を問わずに一律の期間に統一する案が有力で

あり、この一律の期間については現行の10年とすることをベースに、さらに検討が加えられています。また、この一律の時効期間に例外を認めることは十分慎重であるべきこととされ、商法上の債権の時効（商事債権の5年の時効）や現行法169条から174条の短期時効は削除されることが望ましいとする意見が有力です。したがって、労働基準法の適用を受けない使用人の給料債権や技芸等の報酬債権、運送代金にかかる債権、旅館・飲食店・料理店等の債権等に対する1年の短期時効や、弁護士等の職務に関する債権、生産者や卸売・小売商人の商品等の代価債権等に対する2年の短期時効、医師・助産師・薬剤師の診察・助産・調剤に関する債権、工事設計代金債権等に対する3年の短期時効などは、見直される可能性があります。

ただし、前記の一律の時効期間を経過する前に債権者による債権行使が可能であることが明らかである時は、その明らかになった時点より3年から5年程度の短期間で時効期間が満了すると規定が盛り込まれるようで、この点に現行の商事債権等の短期時効の趣旨が生かされることになります。

また、確定判決等によって確定した債権については長期の時効期間を認めるという現行174条の2の規定の趣旨は維持される方針ですが、その時効期間を現行の10年とするかどうかは検討課題となっています。

生命、身体、名誉その他の人格的利益に対する侵害にかかる損害賠償請求債権については、時効の起算点と期間についての例外を設けることが検討されています。さらに、不動産賃借権を除く賃借権や使用貸借等の対象物の占有・利用を内容とする債権については、時効期間の起算点を当該債権行使の妨害発生時とするような例外規定を置くことが予定されています。

このほか、不法行為による損害賠償請求権の期間の制限（3年間の請求権不行使により消滅時効が成立：現行法724条）は基本的に削除される方針が示され、売主の担保責任にかかる買主からの解除・損害賠償請求の期間の制限（買主が事実を知った時から1年で時効成立：現行法566条）や使用貸借契約の貸主の損害賠償・費用償還にかかる請求期間を1年以内とする制限（現行法600条）等の短期時効規定も、基本的に削除することが望ましいとされています。

注目すべき点としては、時効期間とその起算時点を債権者と債務者の合意によって設定できるよう検討が進められていることです。合意による設定の要件として、起算時点は債権を行使出来る時以降とすること、時効期間を法定の最短期間（たとえば最短1年）と最長期間（たとえば10年）の間に限り、かつその起算時点は法定の起算時点とすることが挙げられています。この時効期間の合意による設定を、たとえば事業者間取引にかかる債権に限る、あるいは消費者契約にかかる債権を対象から除外するなど、その許容する場合を限定する案や、合意できる時期の限定案（たとえば、債権発生の時までに限ること）なども検討されています。なお、債務者に不利となるような時効期間の合意が可能かどうかについては、時効制度の趣旨への適否に照らして判断されるでしょう。

③時効障害

進行中の時効期間を中断し、あるいは進行を停止させる機能についても、現行法の規定を整理

し明確化するような改正が検討されています。

進行中の時効をいったんストップさせる事由を、改正案では「時効障害」と定義し、そこに「時効期間の更新」「時効期間の進行の停止」「時効期間満了の延期」の3つの態様を規定しています。

まず「時効期間の更新」ですが、これは現在の「時効の中断」の機能を受け継ぐもので、それまで進行してきた時効期間を無しにして、新たな時効期間の進行が開始することをいいます。「中断」の語句が、時効期間の進行を一時的に停止させる「時効の停止」と紛らわしいための言い換えと判断されます。そして「更新」の事由としては、民事執行（差押え）と債務者の承認の2つが掲げられています。民事執行の申立ては原則として時効期間の進行の停止事由として扱われますが、差押えが時効の利益を受ける者（債務者）以外に対してなされる場合の時効期間更新の効力は、その債務者に対する当該差押えの事実の通知後に生じるというように、現行155条の趣旨は受け継がれる予定です。新たな時効期間の起算時点は、民事執行手続の終了時点または債務承認の時となり、更新後の時効期間は更新前の期間と同一となります。また、債権者と債務者間の協議で債権の存在につき合意が成立したときは、その合意時点で債務者の承認があったものとみなされます。

次に「時効期間の進行の停止」とは、一定の事由の発生により時効期間の進行が一時的に停止され、当該事由の終了後に時効期間の進行が再開して、残存期間の経過により時効期間が満了する場合をいいます。この「停止」事由は、現行の時効停止事由に比べて範囲が拡大されており、現行では「訴えの提起（請求）」が時効中断事由とされているのに対し、改正案では、訴えの提起、裁判上の和解申立て、民事執行手続の申立て、民事保全手続の申立て等、現行法における「請求」に該当する場合及びこれに準ずるとされる場合には、時効期間の進行が停止する取扱いとされています。ただし現行法における「催告」は、「時効期間満了の延期」事由に移される予定です。訴えの結果、債権の存在を認める判決が確定したときは、確定判決を得た債権としての時効期間が新たに開始されます。また、債権の存在が確定されないまま手続が終了したときは、その時点から停止の効力が解除されてそれまでの時効期間の進行が再開されますが、この場合、手続終了時から一定期間が経過するまでは時効期間は満了しないものとされる予定です。民事執行等の手続が進行して差押えに至った場合は、前記のとおり時効期間が更新されます。

さらに債権者と債務者間に債権に関する協議をする旨の合意が成立した場合も、時効期間進行の停止事由とすることが検討されています。この結果、債権の存在につき合意ができれば債務者による承認として時効期間が更新され、協議がまとまらず協議の続行を拒絶する旨の通知が当事者に通知された場合は、最後の協議から一定期間が経過した時点で時効の進行が再開されます。この場合は最終協議の日付が重要になります。これにはたとえば、私的整理手続が開始されたことを以って時効期間の進行を停止させる効果が期待されます。

債権に関するADR開始の申立ても時効期間進行の停止事由となることが予定されています。ADRとは裁判外の紛争解決手続（alternative dispute resolution）のことで、債権の種別に従い所轄の行政当局から認証を受けた紛争解決機関（認証ADR）が、裁判所に代って当事者間の協議を

仲介・斡旋するものですが、ADRにより合意が成立しその合意に確定判決と同一の効力が認められる場合は新たに確定判決による時効期間が開始され、確定判決と同一の効力が認められない場合でも当該ADR手続終了時に債務者の承認があったものとみなされます。また、ADRによる合意が不成立の場合には、手続終了時点から時効期間の進行が再開されることとされています。

最後に「時効期間満了の延期」ですが、これは時効期間の満了間際に一定の事由が生じた場合、時効期間の満了がその事由の終了後一定期間が経過するまで延期されることをいいます。現行法の158条から161条に定める事由を受け継ぐものですが、現行の時効中断事由とされている「催告」が、ここに移されている点が注目されます。現行でも「催告」はファイナルな中断事由ではなく、催告時から6カ月以内に別途の手続をしなければ最終的な時効中断効は得られないので、改正案では「期間満了の延期」事由として扱われることになったものと考えられます。

◆保証制度の見直し

現行法における保証の規定は、第3編第1章第3節「多数当事者の債権及び債務」の中に置かれていますが、第2章第2節以下の典型契約の一つとして位置付けようとする見解も示されています。しかし「保証」の定義としては、保証人が債権者に対して、債務者の負う債務につき、その履行（損害の賠償を含む）をする義務を負うことをいうとされ、現行法の規定（446条）をほぼ踏襲したものとなっています。

保証契約については現行法では明文の規定がありませんが、改正検討案では債権者と保証人との間で締結される契約と定義され、この他に債務者と保証人との間で債権者を受益者とする契約（これを「保証引受契約」と称しています）の規定が設けられており、このいずれかの契約を書面で締結すれば、保証は成立するとされています。ただし保証引受契約においては、債権者の権利は、保証人に対して当該契約の利益を享受する旨の意思表示したときに発生します。

保証人の抗弁権については、検索の抗弁権は引き続き認められていますが、催告の抗弁権は廃止する方向で検討が進められています。

また適時執行義務の規定が設けられ、債権者が主たる債務者の財産につき適時に執行することを怠ったために主たる債務者から全部の弁済を得られなかったときには、保証人は、債権者が適時に執行をすれば弁済を受けることができた限度において、保証履行義務を免れるものとされています。

保証人の求償権の規定の仕方については今後も検討を要するものとされていますが、保証人の事前求償権については原則として廃止する方向付けがなされています。ただし、主たる債務者が破産手続の開始決定を受け、かつ債権者がその破産財団の配当に加入しないときは、連帯保証人は主たる債務者に対して、あらかじめ求償権の行使をすることができる旨の規定（現行460条1号）は維持される予定です。

このほか現行の貸金等根保証契約にかかる規定（465条の2から465条の5）は、その趣旨が継承される見込みです。

◆債権譲渡

債権譲渡については、近時その利用が頻繁となり、かつ対象となる債権の範囲も拡大されている状況を踏まえて、対抗要件を中心とした改正が検討されています。

債権の譲渡性については、その性質がこれを許さない場合および法律が禁じている場合を除いて、これを譲り渡すことができるとして、現行466条1項の譲渡可能の原則が維持されています。しかし、当事者が譲渡禁止の特約を設けた場合の債権譲渡の第三者対抗については、現行466条2項が単に善意の第三者への対抗ができないとしていることに対して、検討案では対抗できる場合が下記のように具体化されており、それ以外の場合には対抗できないとしています。

すなわち、債権の譲受人がその譲受につき別途定める債権譲渡の対抗要件（後記）を具備しており、かつ、①債務者が譲渡人または譲受人に対して当該譲渡を承認したとき、②当該譲受人が特約に関して善意かつ重大な過失がないとき、③譲渡人につき倒産手続が開始されたとき、のいずれかに該当する場合に限り対抗が可能となります。

債権譲渡の対抗要件は、現行467条による譲渡人から第三債務者への通知または第三債務者の承諾による方法に代えて、動産・債権譲渡の対抗要件に関する特例法（平成10年法律104号）の定めに従った登記並びに登記事項証明書の交付によることが原則的方法となり、現行の方法は簡易な対抗要件具備方法として併置する取扱いが検討されています。最近の集合的な債権譲渡の増加に照らせば、前記特例法による債権譲渡登記ファイルへの登記（第三債務者以外の第三者への対抗要件）と当該登記内容の登記事項証明書の交付（第三債務者すなわち譲渡対象債権の債務者への対抗要件）の2本立てによる方が実利的ということでしょうか。最終的にどのような結論になるのか、検討動向が注視されるところです。

以上のほか今般の改正では、債権者代位権制度の廃止または保存行為に限定した存続、詐害行為取消権の専ら責任財産を保全するための制度への改正なども検討されています。もとより以上の改正検討案は改正原案ではなく、今後もパブリック・コメントの収集や各界の意見等を踏まえて修正されるでしょうが、債権法の改正は経済活動に大きな影響を与える分野ですので、その動向を注視する必要があります。

主要経済指標（1）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)	17年=100 季調値	前年同 月比(%)
16年度	101.0	0.1	99.1	3.9	99.5	0.1	98.8	3.6	97.5	△ 1.6	94.6	2.9
17年度	100.9	△ 0.1	100.7	1.6	100.4	0.9	101.0	2.2	95.6	△ 1.9	97.0	2.5
18年度	103.9	3.0	105.3	4.6	104.7	4.3	105.3	4.3	104.4	9.2	98.6	1.6
19年度	104.5	0.6	108.0	2.6	104.4	△ 0.3	108.6	3.1	101.8	△ 2.5	100.7	2.1
19年10～12月	103.1	△ 0.5	109.2	3.3	103.0	△ 1.1	109.9	4.4	103.1	△ 2.5	105.5	1.3
20年1～3月	107.7	2.2	108.4	2.3	108.7	3.0	109.4	3.1	103.9	0.1	105.5	2.1
4～6月	105.2	1.2	107.5	1.0	107.5	3.9	108.4	1.2	99.9	2.3	105.9	2.7
7～9月	103.8	1.0	106.1	△ 1.4	103.3	1.4	106.4	△ 1.4	103.2	2.3	107.6	3.2
10～12月	r 93.9	△ 9.1	r 93.4	△ 14.8	r 96.4	△ 6.9	r 93.8	△ 15.0	r 104.6	1.5	r 110.5	4.7
20年 1月	109.1	3.3	108.5	2.9	108.8	4.0	110.0	3.9	105.4	△ 2.7	105.3	1.9
2月	109.1	5.0	110.2	5.1	111.9	8.0	111.3	5.8	103.0	△ 2.4	105.4	2.3
3月	105.0	△ 1.2	106.5	△ 0.7	105.5	△ 2.2	107.0	0.1	103.9	0.1	105.5	2.1
4月	104.7	0.7	106.3	1.9	107.0	1.5	108.0	2.8	99.4	△ 2.7	104.2	1.0
5月	105.2	0.6	109.3	1.1	106.3	2.8	110.2	1.7	99.2	△ 0.6	104.7	1.5
6月	105.6	2.2	106.9	0.0	109.1	7.4	106.9	△ 0.6	99.9	2.3	105.9	2.7
7月	107.4	4.8	108.3	2.4	108.7	8.8	108.9	3.1	102.0	4.0	105.8	2.2
8月	103.8	△ 1.1	104.5	△ 6.9	101.1	△ 2.9	104.9	△ 6.8	103.2	4.3	105.5	1.7
9月	100.2	△ 0.8	105.6	0.2	100.0	△ 1.4	105.3	△ 0.6	103.2	2.3	107.6	3.2
10月	97.4	△ 5.2	102.3	△ 7.1	100.3	△ 2.5	102.1	△ 7.3	101.8	0.0	109.5	4.4
11月	94.5	△ 11.1	93.6	△ 16.6	97.2	△ 8.1	93.5	△ 17.0	101.8	△ 1.6	110.4	4.3
12月	r 98.8	△ 11.5	r 84.4	△ 20.8	r 91.7	△ 10.1	r 85.9	△ 20.6	r 104.6	1.5	r 110.5	4.7
21年 1月	p 87.5	△ 20.5	p 76.0	△ 30.8	p 91.7	△ 16.4	p 76.1	△ 31.6	p 101.9	△ 3.3	p 108.3	2.8
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度、前年同月比は原数値による。
■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)	百万円	前年同 月比(%)	億円	前年同 月比(%)
16年度	1,006,325	△ 4.8	213,800	△ 4.0	361,905	△ 4.8	87,832	△ 3.2	644,419	△ 4.8	125,969	△ 4.5
17年度	987,733	△ 3.0	212,575	△ 1.7	350,746	△ 1.8	87,587	0.3	636,987	△ 3.7	124,989	△ 3.2
18年度	983,656	△ 1.6	211,745	△ 0.9	330,512	△ 2.6	86,108	△ 0.8	653,144	△ 1.1	125,637	△ 1.0
19年度	954,805	△ 2.6	212,557	△ 1.0	309,947	△ 3.5	84,291	△ 0.8	644,857	△ 2.1	128,266	△ 1.1
19年10～12月	260,927	△ 2.7	57,960	△ 1.0	87,410	△ 3.9	24,019	△ 1.1	173,517	△ 2.2	33,941	△ 0.9
20年1～3月	230,419	△ 2.9	52,041	△ 0.3	74,766	△ 3.3	20,462	△ 0.9	155,653	△ 2.8	31,578	0.1
4～6月	223,634	△ 5.5	50,671	△ 2.7	67,553	△ 7.0	19,228	△ 4.4	156,081	△ 4.8	31,444	△ 1.6
7～9月	223,597	△ 4.4	50,783	△ 2.0	69,945	△ 3.0	19,014	△ 3.2	153,652	△ 5.1	31,769	△ 1.3
10～12月	r 256,336	△ 5.9	r 56,050	△ 4.7	r 79,078	△ 7.4	r 22,084	△ 7.8	r 177,257	△ 5.1	r 33,965	△ 2.4
20年 1月	80,194	△ 4.8	18,799	△ 2.0	26,280	△ 3.8	7,399	△ 2.1	53,914	△ 5.3	11,400	△ 2.0
2月	67,890	△ 2.8	15,539	1.2	20,914	△ 3.6	5,833	1.0	46,976	△ 2.5	9,706	1.4
3月	82,335	△ 1.2	17,703	0.2	27,571	△ 2.6	7,231	△ 1.2	54,763	△ 0.4	10,472	1.3
4月	74,856	△ 5.3	16,812	△ 2.2	22,735	△ 5.8	6,381	△ 3.4	52,121	△ 5.0	10,431	△ 1.5
5月	74,797	△ 4.7	16,951	△ 2.0	22,491	△ 5.1	6,405	△ 2.5	52,305	△ 4.5	10,546	△ 1.7
6月	73,982	△ 6.5	16,908	△ 4.0	22,327	△ 9.9	6,442	△ 7.3	51,655	△ 4.9	10,466	△ 1.7
7月	78,575	△ 3.0	18,661	△ 0.7	25,940	△ 2.2	7,716	△ 2.3	52,635	△ 3.4	10,945	0.5
8月	74,895	△ 3.7	16,531	△ 2.2	21,788	△ 1.4	5,567	△ 2.9	53,107	△ 4.6	10,964	△ 1.8
9月	70,126	△ 6.8	15,591	△ 3.3	22,218	△ 5.4	5,731	△ 4.6	47,909	△ 7.5	9,859	△ 2.5
10月	74,965	△ 6.1	16,668	△ 4.3	23,091	△ 7.4	6,369	△ 6.9	51,874	△ 5.4	10,299	△ 2.6
11月	79,232	△ 3.8	17,805	△ 3.1	24,235	△ 5.9	7,058	△ 6.4	54,997	△ 2.7	10,747	△ 0.7
12月	r 102,139	△ 7.2	r 21,577	△ 6.2	r 31,752	△ 8.6	r 8,658	△ 9.6	r 70,386	△ 6.6	r 12,919	△ 3.6
21年 1月	p 80,870	△ 5.1	p 18,067	△ 5.6	p 24,610	△ 5.5	p 6,705	△ 9.2	p 56,261	△ 4.9	p 11,362	△ 3.2
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は既存店ベースによる。
■ 「P」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンス・ストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月比(%)	億円	前 年 同 月比(%)	12年=100	前 年 同 月比(%)	12年=100	前 年 同 月比(%)		
16年度	421,045	△ 1.1	72,973	△ 0.8	100.0	0.3	100.2	△ 0.1	107.49	11,669
17年度	416,611	△ 2.9	73,724	△ 2.5	100.1	0.2	100.0	△ 0.1	113.26	17,060
18年度	414,921	△ 1.7	74,211	△ 2.0	100.5	0.2	100.2	△ 0.1	116.64	17,288
19年度	408,292	△ 1.7	75,161	△ 1.0	101.1	0.2	100.6	△ 0.1	114.20	12,526
19年10～12月	103,680	△ 2.2	18,986	△ 1.0	101.6	0.9	100.8	0.5	113.10	15,308
20年 1～3 月	93,832	△ 1.5	17,798	△ 0.9	101.8	1.8	100.7	1.0	105.20	12,526
4～6 月	105,068	4.1	19,224	2.5	102.8	2.4	101.6	1.4	104.51	13,481
7～9 月	116,168	5.0	21,731	7.6	104.3	3.6	102.6	2.2	107.61	11,260
10～12月	109,998	5.3	20,674	6.9	102.4	0.8	101.9	1.0	96.14	8,860
20年 1 月	31,214	△ 2.6	5,841	△ 1.6	101.9	1.4	100.7	0.7	107.66	13,592
2 月	30,008	△ 0.9	5,655	△ 0.5	101.5	1.8	100.5	1.0	107.16	13,603
3 月	32,610	△ 1.1	6,301	△ 0.6	102.1	2.3	101.0	1.2	100.79	12,526
4 月	32,034	△ 0.2	6,118	△ 0.2	101.7	1.5	100.9	0.8	102.49	13,850
5 月	36,763	8.5	6,553	3.5	102.9	2.3	101.7	1.3	104.14	14,339
6 月	36,271	3.9	6,553	4.0	103.9	3.3	102.2	2.0	106.90	13,481
7 月	39,658	6.6	7,538	11.5	104.1	3.8	102.4	2.3	106.81	13,377
8 月	39,877	2.5	7,419	5.1	104.6	3.8	102.7	2.1	109.28	13,073
9 月	36,633	6.0	6,774	6.4	104.1	3.2	102.7	2.1	106.75	11,260
10月	36,920	4.7	6,939	7.9	103.5	2.2	102.6	1.7	100.33	8,577
11月	35,044	6.0	6,645	7.2	102.2	0.9	101.7	1.0	96.81	8,512
12月	38,034	5.3	7,090	5.8	101.5	△ 0.6	101.3	0.4	91.28	8,860
21年 1 月	33,780	7.1	6,358	6.8	100.8	△ 1.1	100.7	0.0	90.41	7,994
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省、北海道				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス・ストア販売額の前年同月比は既存店ベースによる。

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
16年度	189,519	△ 1.9	51,535	△ 1.3	90,066	△ 2.1	47,918	△ 2.3	4,749,342	0.3
17年度	187,145	△ 1.3	46,153	△10.4	90,624	0.6	50,368	5.1	4,755,369	0.1
18年度	176,300	△ 5.8	43,780	△ 5.1	77,398	△14.6	55,122	9.4	4,557,330	△ 4.2
19年度	169,149	△ 4.1	49,127	12.2	70,870	△ 8.4	49,152	△10.8	4,390,344	△ 3.7
19年10～12月	34,682	△ 2.5	10,916	18.5	14,058	△ 5.9	9,708	△15.0	1,005,717	△ 1.9
20年1～3月	49,905	△ 1.5	14,318	7.4	20,913	△ 2.8	14,674	△ 7.4	1,362,734	△ 0.7
4～6月	41,838	△ 3.9	11,098	△ 0.4	18,284	△ 4.4	12,456	△ 6.7	965,895	△ 0.5
7～9月	40,048	△ 2.4	11,003	△ 9.5	17,503	0.2	11,542	1.1	1,035,859	△ 1.5
10～12月	29,509	△14.9	7,617	△30.2	11,973	△14.8	9,919	2.2	863,155	△14.2
20年 1月	9,744	△ 0.3	2,667	△ 0.3	4,068	1.4	3,009	△ 2.5	320,084	3.8
2月	13,770	3.8	3,778	10.0	5,751	2.7	4,241	0.1	428,986	1.0
3月	26,391	△ 4.5	7,873	9.0	11,094	△ 6.7	7,424	△12.9	613,664	△ 4.0
4月	14,885	2.9	3,935	5.8	6,961	11.3	3,989	△11.3	305,847	5.4
5月	12,277	△ 9.0	3,249	△ 5.0	4,972	△11.1	4,056	△ 9.3	296,082	△ 3.6
6月	14,676	△ 5.8	3,914	△ 0.0	6,351	△12.8	4,411	0.7	363,966	△ 2.5
7月	15,893	4.6	4,418	6.0	7,553	6.5	3,922	△ 0.2	383,258	7.0
8月	9,665	△ 8.9	2,482	△21.1	4,153	△ 6.0	3,030	△ 0.5	255,295	△ 8.0
9月	14,490	△ 4.9	4,103	△15.2	5,797	△ 2.6	4,590	3.2	397,306	△ 4.5
10月	11,591	△ 8.1	2,973	△25.4	4,750	△ 5.2	3,868	6.6	314,860	△ 6.3
11月	10,053	△20.3	2,485	△37.8	4,108	△24.7	3,460	9.4	295,751	△18.9
12月	7,865	△16.8	2,159	△26.5	3,115	△13.3	2,591	△11.2	252,544	△17.3
21年 1月	7,870	△19.2	1,833	△31.3	3,127	△23.1	2,910	△ 3.3	256,054	△20.0
資料	(注)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
16年度	48,148	△ 5.1	11,930	1.7	1,122,138	△ 7.0	137,354	△11.1	118,292	6.5
17年度	53,048	10.2	12,494	4.7	1,068,858	△ 4.7	129,622	△ 5.6	124,897	5.6
18年度	49,946	△ 5.8	12,852	2.9	961,122	△10.1	122,838	△ 5.2	127,413	2.0
19年度	42,397	△15.1	10,356	△19.4	883,644	△ 8.1	117,818	△ 4.1	123,640	△ 3.0
19年10～12月	10,386	△ 27.4	2,484	△27.3	144,535	20.3	28,810	△ 2.9	29,893	0.0
20年1～3月	7,074	6.9	2,539	△ 9.0	118,643	△15.9	26,287	△ 5.2	33,459	0.8
4～6月	12,034	△24.7	2,897	△11.0	309,413	△ 6.7	28,444	△ 8.4	31,308	5.3
7～9月	12,022	34.4	2,913	40.2	283,636	△ 1.8	33,180	4.7	28,451	△ 6.9
10～12月	7,884	△24.1	2,586	4.1	124,729	△13.7	27,990	△ 2.8	22,803	△23.7
20年 1月	2,103	19.2	870	△ 5.7	14,987	14.0	5,907	△ 3.5	9,489	11.4
2月	1,659	△21.9	830	△ 5.0	9,814	△ 7.5	6,535	13.1	9,903	2.4
3月	3,312	21.3	840	△15.6	93,842	△20.0	13,845	△12.6	14,067	△ 6.2
4月	3,591	△38.5	979	△ 8.7	124,792	△12.1	11,025	△ 4.7	9,353	0.5
5月	4,027	20.8	908	△ 6.5	74,803	△10.7	7,675	△ 9.6	9,929	5.1
6月	4,416	△35.3	1,009	△16.7	109,818	3.7	9,743	△11.3	12,026	9.7
7月	3,688	△ 5.0	972	19.0	115,230	△ 6.2	12,202	13.8	9,058	△ 4.7
8月	4,533	92.6	969	53.6	89,963	△ 2.3	9,253	△ 6.0	7,758	△13.0
9月	3,801	40.3	972	54.2	78,443	6.5	11,724	5.5	11,635	△ 4.2
10月	3,137	△ 9.5	921	19.8	61,201	△16.2	11,697	△ 0.4	7,524	△15.5
11月	2,801	△27.4	843	0.0	36,794	△ 8.2	8,443	△ 2.8	7,261	△27.7
12月	1,946	△36.4	822	△ 5.8	26,734	△14.9	7,850	△ 6.4	8,018	△26.8
21年 1月	822	△60.9	707	△18.7	19,154	27.8	6,019	1.9	5,745	△39.5
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需 (原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率 (常用)		完全失業率		企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値		% 原数値		件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
16年度	12,781	△ 2.4	0.50	0.83	5.7	4.6	577	△ 7.7	13,186	△14.7
17年度	12,705	△ 0.6	0.53	0.94	5.3	4.4	555	△ 3.8	13,170	△ 0.1
18年度	13,082	3.0	0.53	1.02	5.4	4.1	546	△ 1.6	13,337	1.3
19年度	12,817	△ 2.0	0.51	0.97	5.2	3.8	610	11.7	14,366	7.7
19年10～12月	3,045	△ 2.0	0.52	1.00	5.0	3.7	132	0.0	3,570	6.1
20年1～3月	2,741	△ 1.5	0.52	0.99	5.6	4.0	168	5.7	3,715	8.0
4～6月	2,958	△ 1.5	0.44	0.82	5.0	4.0	187	8.7	3,829	5.9
7～9月	3,836	△ 4.8	0.45	0.81	4.9	4.0	190	37.7	4,034	16.4
10～12月	2,931	△ 3.7	0.43	0.75	4.3	3.9	189	43.2	4,068	13.9
20年 1月	838	0.0	0.51	1.00	↑	3.9	50	31.5	1,174	7.6
2月	907	△ 2.0	0.53	1.00	5.6	4.1	54	10.2	1,194	8.3
3月	995	△ 2.4	0.52	0.96	↓	4.1	64	△11.1	1,347	8.0
4月	808	△ 1.5	0.46	0.86	↑	4.1	74	57.4	1,215	8.4
5月	1,027	0.2	0.43	0.81	5.0	4.0	60	△18.9	1,290	△ 1.5
6月	1,123	△ 3.0	0.44	0.79	↓	3.9	53	3.9	1,324	11.7
7月	1,172	△ 4.3	0.44	0.80	↑	3.8	72	38.5	1,372	12.9
8月	1,432	△ 4.8	0.45	0.81	4.9	4.1	58	16.0	1,254	4.2
9月	1,232	△ 5.2	0.47	0.82	↓	4.1	60	66.7	1,408	34.4
10月	1,144	△ 0.2	0.45	0.79	↑	3.8	58	23.4	1,429	13.4
11月	885	△ 6.5	0.43	0.75	4.3	3.9	57	14.0	1,277	5.2
12月	902	△ 5.2	0.41	0.72	↓	4.1	74	111.4	1,362	24.1
21年 1月	803	△ 4.3	0.39	0.65	—	4.2	60	20.0	1,360	15.8
資料	北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。 ■北海道の年度は暦年値。

主要経済指標（4）

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
16年度	243,907	12.5	617,194	10.1	798,378	19.0	503,858	12.3
17年度	263,598	9.8	682,902	10.6	965,145	29.0	605,113	20.1
18年度	324,578	23.1	774,606	13.4	1,263,781	30.9	684,473	13.1
19年度	381,473	17.5	851,160	9.9	1,386,342	9.7	749,038	9.4
19年10～12月	99,533	10.8	222,090	10.0	386,918	20.8	195,583	11.4
20年1～3月	99,366	22.1	210,662	6.0	395,393	33.0	190,837	10.2
4～6月	106,888	14.3	208,542	1.8	470,799	66.0	199,020	10.9
7～9月	121,378	36.4	220,463	3.2	502,847	57.0	222,106	21.2
10～12月	r 85,503	△14.1	r 170,811	△23.1	r 355,658	△ 8.1	p 176,955	△ 9.5
20年 1月	27,206	12.8	64,084	7.7	129,775	14.4	64,981	9.2
2月	35,583	30.4	69,754	8.7	131,182	70.7	60,120	10.2
3月	36,577	22.1	76,825	2.3	134,436	25.6	65,736	11.2
4月	35,401	8.4	68,914	3.9	133,099	30.7	64,162	12.0
5月	34,729	17.3	68,090	3.7	179,321	56.3	64,512	4.5
6月	36,758	17.5	71,537	△ 1.8	158,379	136.0	70,346	16.5
7月	44,058	44.9	76,287	8.0	151,861	56.5	75,465	18.3
8月	42,993	42.7	70,536	0.3	179,898	66.2	73,857	17.4
9月	34,327	20.5	73,640	1.5	171,088	48.6	72,784	28.9
10月	41,378	18.1	69,238	△ 7.8	157,678	36.2	69,909	7.4
11月	23,188	△29.4	53,254	△26.7	101,600	△27.2	55,503	△14.4
12月	r 20,937	△33.9	r 48,319	△35.0	r 96,380	△26.8	p 51,542	△21.5
21年 1月	p 20,550	△24.5	p 34,826	△45.7	p 78,355	△39.6	p 44,352	△31.7
資料	財務省、函館税関							

■「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貯金（国内銀行）							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
16年度	124,150	2.3	5,226,752	1.3	86,223	△ 0.6	3,894,390	△ 3.0
17年度	123,160	△ 0.8	5,300,898	1.4	88,841	3.0	3,955,816	1.6
18年度	125,413	1.8	5,359,453	1.1	88,270	△ 0.6	3,992,094	0.9
19年度	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
19年10～12月	127,845	1.9	5,425,076	3.0	88,383	△ 0.3	4,044,052	1.0
20年1～3月	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
4～6月	129,472	2.5	5,542,825	2.9	87,408	0.8	4,043,584	2.1
7～9月	128,029	1.7	5,493,950	2.3	88,989	1.8	4,062,625	1.8
10～12月	130,045	1.7	5,536,873	2.1	89,881	1.7	4,214,692	4.2
20年 1月	125,500	1.8	5,420,947	3.0	87,375	△ 0.4	4,008,578	1.0
2月	125,616	1.7	5,436,315	3.0	87,424	△ 0.4	4,014,393	1.4
3月	127,342	1.5	5,502,137	2.7	88,966	0.8	4,048,894	1.4
4月	129,003	1.6	5,509,729	2.2	90,244	1.3	4,014,562	1.3
5月	128,255	2.5	5,499,151	1.6	89,160	1.8	4,025,335	2.1
6月	129,472	2.5	5,542,825	2.9	87,408	0.8	4,043,584	2.1
7月	128,358	2.1	5,487,749	2.0	87,793	1.1	4,038,685	2.2
8月	128,919	2.8	5,470,510	2.2	87,994	1.4	4,041,773	2.0
9月	128,029	1.7	5,493,950	2.3	88,989	1.8	4,062,625	1.8
10月	127,570	1.9	5,449,912	1.8	89,779	1.9	4,093,107	3.5
11月	128,481	2.1	5,516,316	1.6	90,330	3.4	4,136,396	4.2
12月	130,045	1.7	5,536,873	2.1	89,881	1.7	4,214,692	4.2
21年 1月	128,467	2.4	5,511,792	1.7	89,839	2.8	4,187,162	4.5
資料	日本銀行							



調査レポート 2009.4月号 (No.153)
平成21年 (2009年) 3月発行
北洋銀行調査部
札幌市中央区大通西4丁目1番地
郵便番号 060-0042
電話 (011)261-1311
<http://www.hokuyobank.co.jp>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙 (表紙) 古紙配合率70%紙 (中面) を
使用しています。